特例退職被保険者制度 加入のご案内

特例退職被保険者制度(以下、特退制度)は、富士フイルムグループ健康保険に加入している事業所に一定期間勤務し、退職した方が在職中と同様の保険給付や健診補助を受けられる制度です。 被保険者が75歳になり「後期高齢者医療制度」に移行するまでご加入いただけます。

制度の内容や保険料等を「国民健康保険」と比較のうえお申し込みください。

【特退制度加入に関する問合わせ・申請書類の入手、提出先】

- ■在職中の方:退職時勤務先事業所の退職手続きご担当者(人事・総務など)

特退制度やその他健保の情報は、当健保IPでもご確認いただけます。

≪加入資格≫

日本国内に住民票があり、下記A・Bの両方を満たしている方

- A 老齢厚生年金の請求手続きを行い、受給が開始している(または手続き済みで年金証書の発行を 待っている)方(※1)
 - 3 | 富士フイルムグループ健保の被保険者期間が 20 年以上 (または 40 歳以降に 10 年以上) ある (※2)
 - ※1 老齢厚生年金の受給開始年齢は性別・生年月日によって異なります。※65歳とは限りませんのでご注意ください。
 - ※2 被保険者期間とは在職中の期間です。任継の加入期間は含まれません。

≪申請期限≫

加入していた健康保険の<mark>資格喪失日から3ヶ月以内</mark>にすべての申請書類を健保に提出してください。(特退制度の資格取得日は、加入していた健康保険の資格喪失日となります。)

■国保加入者が老齢厚生年金の受給年齢に達したことによる申請期限

年金証書発行日から3ヶ月以内に申請書類をご提出ください。

特退制度の資格取得日は、申請書類の健保受理日となります。

特退制度の資格を取得してから、国保の脱退手続きをしてください。

≪保険料≫

特退制度の保険料は、個人の年収に関わらず加入者全員が一律の保険料です(保険料算出の基礎となる標準報酬月額が一律で設定されています)。加入申請時にご指定いただく本人口座からの自動引き落としとなります。保険料は年度ごとに見直しが行われるため変更となる可能性があります。 ※変更の際は通知いたします

特退制度の保険料計算式:特退標準報酬月額 (※3) ×保険料率

(令和7年度) 特退標準報酬月額 320,000円	健康保険料率	健康保険料	健康保険料
	9. 30%	29, 760 円/月	+
	介護保険料率	介護保険料	介護保険料
	1. 66%	5,312円/月 (※4※5)	35,072 円/月

- ※3 特退制度の標準報酬月額は、前年 9/30 現在、富士フイルムグループ健保に加入している 全被保険者(特退は除く)の平均値を上限とした範囲内で定められています。
- ※4 介護保険料は、被保険者または被扶養者が40~64歳の場合のみ徴収されます。
- ※5 40~64歳に該当する方の人数の増減による介護保険料の増減はありません。

≪健康保険証の廃止について≫

令和6年12月2日以降、健康保険証は交付されません。

医療機関への受診は原則、「マイナ保険証」になります。

- ※マイナ保険証をお持ちでない方には、保険証に代わる「資格確認書」という紙の証書を自動的 に交付します。
- ※マイナ保険証をお持ちの方にも特退資格の登録が完了しましたら、資格取得日以降に案内を 送付します。

≪資格を失うとき(脱退)≫

下記を参照して、資格喪失事由が発生したときは速やかに資格喪失手続きをしてください。

- (1) 後期高齢者医療制度の被保険者になった
 - (1)65 歳以上で一定の障害認定を受けて加入
 - ②75歳になった
- (2) 再就職などで他の健保の資格を取得した
- (3) 被扶養者になった

- (4) 海外で居住することになった
- (5) 生活保護を受けることになった
- (6) 被保険者が死亡した
- (7) 保険料を納付しなかった※6
 - (8) 脱退申出書を健保に提出した※6
- ※6 (7)(8)の事由で特退資格を喪失した場合、特退制度に再加入できません。

≪扶養家族の認定≫

在職中と同様の認定基準で取り扱われます。

ただし、「被扶養者の収入が被保険者の 1/2 未満であるか」の確認は行いません。

≪保険給付≫

在職中と同様の給付が受けられます。ただし、「傷病手当金」は請求できません。

≪医療費等の WEB 照会(KOSMO-Web)≫

ご退職から継続して特退制度に加入する方

- ・在職中に登録した KOSMO-Web の ID とパスワードは、退職後も引き続きご使用いただけます。 医療費情報更新の連絡先を会社のメールアドレスで設定している方は、ご自身のメールアド レスに修正してください。
- 医療費等の照会は、当健保の資格喪失後2年間まで照会可能です。

一度ご就職等で富士フイルムグループ健保を脱退し、新たに特退制度に加入する方

・後日、新たな仮IDとパスワードの通知を送付いたしますので、ご自身で登録をお願いします。

≪健診補助≫

3 月末に健診案内をご自宅に郵送いたしますが、手続きの関係などで自動的にお届けできない場合がありますので、5 月末になってもお手元にとどかない場合は、**₹ 0465-32-2223** 保険事業グループまでご連絡ください。

特退制度加入申し込みについて

≪申請期限≫

加入していた健康保険の<u>資格喪失日から3ヶ月以内にすべての申請書類を健保に提出してください。</u>(お申込みから保険料の自動引落しが開始されるまで少しお時間がかかりますので、なるべく 1ヶ月以内にお申込みいただくことをお勧めしております。)

※特退制度の資格取得日は、加入していた健康保険の資格喪失日となります。

■国保加入者が老齢厚生年金の受給年齢に達したことによる申請期限

年金証書発行日から3ヶ月以内に申請書類をご提出ください。

特退制度の資格取得日は、申請書類の健保受理日となります。

特退制度の資格を取得してから、国保の脱退手続きをしてください。

≪申込時の提出書類≫ ※状況に応じて追加書類をお願いする場合がございます。

- □ 特退 資格取得申請書 ※HPから印刷可
- ・健保所定の書類です。記入漏れのないよう十分にご注意ください。
- □ **預金口座振替依頼書** ※HPから印刷可 記入見本を必ずご確認ください
- ・被保険者本人の口座に限ります。
- 「資金不足」により引落とし出来ないケースがありますので、年金受取口座での登録がお勧めです。
- □ 住民票(コピー可)
- ・特退制度の資格取得日から遡って3ヶ月以内に発行されたもの。
- ・被扶養者の申請をする方は、世帯全員の住民票をご提出ください。
- ・必ず「続柄」が記載されており、「マイナンバー」が省略されているものを取得してください。
- ※被扶養者が「別居」で被保険者と住民票が分かれている場合、別居先の被扶養者の世帯全員の住民票とあわせて、戸籍謄本の写しなど「続柄」を確認できる書類が必要です。
- ※退職後の「別居」は自己都合扱いとなりますので、今後は送金の証明が必要になります。
- □ 国民年金・厚生年金保険 年金証書のコピー (以下、年金証書)
- ・年金証書は、年金受給手続きの1~2ヶ月後に日本年金機構より送付されます。
- 「年金手帳」や「厚生年金保険者証」では申請を受理できません。
- ・年金受給手続き直後の方は、年金証書に代えて「年金事務所の受付印の押印された年金請求書の 受付控え」でも仮受付ができます。その場合には、年金証書を受け取り次第、速やかにコピーを ご提出ください。
- ・年金証書を紛失された場合、年金証書の代わりに最新の年金振込通知書のコピーでも受理ができます。 (受取人氏名が分かるようにコピーをお取りください。)
- □ **加入していた他健保の資格喪失を証明する書類**(当健保からの継続・国保から加入の方は不要です)
- ・必ず「健康保険の資格喪失日」が明記されている書類のコピーをご提出ください。
- □ 被扶養者に関する書類(HP 扶養家族に関する手続きをご確認ください)
- 一旦他健保に加入していた方が被扶養者も申請する場合や、当健保から継続して加入する方で新たにご家族様 を被扶養者として申請する場合にご提出ください。※在職中から継続申請の被扶養者の申請書類は不要です
- □ 資格確認書(再)交付申請·滅失届

マイナ保険証をお持ちの方で事情(要介護・介助等)によりマイナ保険証をご利用いただけない場合にご提出ください。「資格確認書」を交付します。